

かめおか「まち・レコ」プロジェクト運用規程

亀岡市、市民ボランティア及び亀岡警察署は、「ドライブレコーダー」(車載録画装置)を活用した地域の防犯・交通安全の見守り活動に関する連携協力について、次のとおり実施する。

(目的)

第1条 犯罪や交通事故のない安全・安心な地域社会の構築を目指し、市民が自家用車等に設置しているドライブレコーダーを活用し、市民ボランティアによるきめ細やかなまちの見守り体制を構築することで、安全・安心で「選ばれるまち」・「住み続けたいまち」の実現に寄与する。

(基本方針)

第2条 本事業の実施に当たっては、亀岡市、市民ボランティア及び亀岡警察署との相互の信頼に基づき、犯罪・交通事故を防止するとともに、犯罪・交通事故が発生した場合には、前条の目的を達成するために必要な協力を行うことを基本方針とする。

(連携協力の内容)

- 第3条 市民ボランティアは、犯罪・交通事故が発生し、亀岡警察署からの情報提供が亀岡市を通じて行われた場合には、それらに関連する情報やドライブレコーダーの映像の提供に協力するよう努めるとともに、見守り体制の充実、強化を図るものとする。
- 2 市民ボランティアは、犯罪や交通事故を発見した場合には、亀岡警察署へ速やかに通報を行うとともに、関連する情報やドライブレコーダーの映像の提供に協力するよう努めることとする。
 - 3 市民ボランティアは、犯罪の事案解決に向けた直接的な対応は決して行わず、自らの安全を第一として活動することとする。

(映像提供の協力)

第4条 市民ボランティアは、次の各号に掲げる場合について、亀岡警察署へのドライブレコーダーの映像の提供に協力するよう努めることとする。

- (1)犯罪・交通事故の発生抑止に関する場合
- (2)犯罪・交通事故の事案解決に係る情報収集に関する場合
- (3)行方不明者等の早期発見及び犯罪の未然防止に係る情報提供に関する場合

(秘密漏洩の禁止)

第5条 市民ボランティアは、法令等に基づき、本事業を運用することとし、記録映像や捜査に関して知り得た情報等を他に漏洩してはならない。

(申請)

第6条 かめおか「まち・レコ」プロジェクトの市民ボランティアに協力しようとする者(以下「申請者」という)は、かめおか「まち・レコ」プロジェクト市民ボランティア申請書(別記第1号様式)に必要事項を記入して、亀岡市セーフコミュニティ推進協議会長(以下「会長」という)に提出しなければならない。

ただし、会長が認めた場合は、申請書に記入して提出する以外の方法により申請をすることができる。

(認定)

第7条 会長は、申請書を受理したときは、申請内容を審査し、かめおか「まち・レコ」プロジェクト認定通知書(別記第2号様式)とシンボルマークステッカーを申請者に交付することとする。

2 市民ボランティアは、車両後部等にシンボルマークステッカーを貼付することとする。

(認定の取り消し)

第8条 市民ボランティアが第5条の規定に違反した場合は、市民ボランティアの認定を取り消すこととする。

(変更・取消)

第9条 市民ボランティアは、申請内容の変更又は取消を行う場合は、かめおか「まち・レコ」プロジェクト市民ボランティア変更・取消申請書(別記第3号様式)を会長に提出しなければならない。

(連絡調整)

第10条 亀岡市は、市民ボランティアと亀岡警察署との総合的な連絡調整を図るとともに、本事業に基づく効果的な犯罪・交通事故抑止活動を図るものとする。

(広報・調整)

第11条 本事業を広く周知するための広報及び市民ボランティアの登録・調整は、亀岡市が中心となって行うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度亀岡警察署と亀岡市の相互で協議するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月10日から施行する。

ただし、本事業の運用については、平成29年9月21日から施行する。